

土砂災害警戒区域等の指定

問 総務課 防災・危機管理係 ☎62-9326 建設課 都市計画管理係 ☎62-9216

土砂災害防止法に基づき、平成25年3月28日付で富士見町における土砂災害警戒区域等の指定を長野県が行いました。

【土砂災害防止法とは?】(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)

⇒ 土砂災害（がけ崩れ、土石流など）から住民の皆さん的生命を守るために、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、危険の周知、警戒避難体制の整備や一定の行為制限等のソフト対策を行うものです。

【区域の指定】

土砂災害警戒区域 (通称：イエローゾーン) ⇒ 土砂災害のおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン) ⇒ 土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

【急傾斜地の崩壊】※傾斜度が30度以上ある土地が崩壊する自然現象

● 土砂災害警戒区域 【町内指定箇所：141箇所】

- ① 傾斜度が30度以上で、高さが5m以上の区域
- ② 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ③ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを越える場合は50m）以内の区域



● 土砂災害特別警戒区域 【町内指定箇所：99箇所】

土石等の移動・堆積による力が建築物の耐力を上回る区域

【土石流】※山腹が崩壊して生じた土石等または渓流の土石等が水と一緒に流下する自然現象

● 土砂災害警戒区域 【町内指定箇所：36渓流 ※内2渓流は平成21年3月30日指定済】

土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

● 土砂災害特別警戒区域 【指定箇所：34渓流 ※内1渓流は平成21年3月30日指定済】

急傾斜地の崩壊と同区域

土砂災害から身を守るため、「日頃の備え」と「早めの避難」を心掛けましょう。

(1) 災害情報の伝達

大雨警報により土砂災害警戒情報が富士見町に発令された際は、「土砂災害危険度」のレベルの状況に応じて、①避難準備情報の発令 ②避難勧告の発令 ③避難指示の発令時に防災行政無線、防災メール、広報車、消防団、報道機関を通じて、町から情報を配信し、迅速かつ確実に情報の伝達に努めます。

(2) 土砂災害ハザードマップ等による周知

土砂災害警戒区域（特別警戒区域）の指定に伴い、土砂災害ハザードマップ等の策定（配布）を平成25年度中に予定しています。



【土砂災害警戒区域等の指定状況】

土砂災害警戒区域等は、県庁建設部砂防課または諏訪建設事務所および富士見町役場で、図面によりご確認ください。